

【Q2】 英文契約中の will, shall 等の助動詞には、特別の用法があるのでしょうか。

【A2】 英文契約書などの法律文書に助動詞を多く用いるのは用語法上の特徴といってもよいでしょう。たとえば、契約書中に“X shall pay the sum of One Hundred Thousand United States Dollars (US\$100,000) by the end of August, 1997.”「Xは10万米ドルを1997年8月末までに支払わなければならない」とあったとします。この場合の助動詞 shall は単純未来をあらわすとは考えられず、契約上の義務をあらわすとみなくてはなりません。

それでは、同じ文例で shall の代わりに will を使ったとしたらどうでしょうか。この場合も単純未来ではなく規範的な意味をもつことが多いといってもよいでしょう。ただ、will は shall よりもニュアンス的にやや弱い義務といった感じがあります。そこで、双務契約中に同じ義務を書くときでも、たとえば不動産の貸し手(lessor)の義務については will を用い、他方、借り手(lessee)の義務については shall を用いるといったように使い分けることもあります。

英文法律文書中に使われた will や shall がいつも義務をあらわすとは限りません。場合によっては単純未来ということもありますので、文脈の中での的確に判断することです。

契約ではありませんがカリフォルニア州で制定されたある法律の適用関係を表すのに shall を用いていたために、解釈上の論争が生じた例もあります。その法律は、連帯責任(joint and several liability)が、慰謝料などの非経済的損害には適用しないとすものでしたが、「将来に向けて適用される」のか、「問題となるべきすべての案件につき適用されるべき」なのが争われ、同州最高裁判所は、法律発効日以降に発生した訴訟についてのみ適用されるとして、前者の解釈をとりました。

shall や will が、法律英語では一般に義務をあらわすことから、これを not で否定すると禁止を表します。とくに、“X shall not distribute the products outside of the territory.” のようにいえば、「Xはその製品をその地域外では販売してはならない。」として強い禁止行為を示します。これに反した販売をすれば契約上の義務違反です。禁止をあらわす別の言い方には may not や must not などもありますが、shall not が使われることのほうが多いといってもよいでしょう。shall not は、たとえば聖書の「汝盗むなかれ」といった一節の英訳に昔から“You shall not steal.” のように使ってきた経緯があります。

ただ、shall not を“Seller shall not be liable to Buyer’s employees or to customers.” 「売主は買主の従業員または顧客に対して責任を負うものではない。」のように使うこともあります。これを「責任を負ってはいけない」と訳すのは適切ではありません。とはいっても「責任をもたないでしょう」と単純未来的に訳すのも適切とはいえません。やはり規範的なニュアンスはこのこしながら、「責任を負わないものとする」あたりの訳がもっともふさわしいこととなります。

契約条項の作成・起案などのドラフティング面からみると shall not を禁止以外の意味で上記のように使うのは、意味があいまいになって好ましくはありません。

“～is not liable～”のように現在形で表現したほうが明確であることが多いでしょう。

なお、禁止を表現するためよりストレートに“X is forbidden to～”のように表現することもあります。この「禁止」は法律・規則によることを本来的に意味しますので、必ずしも契約内容としての「禁止」に使うのは適当とは思えません。

(弁護士 長谷川俊明)